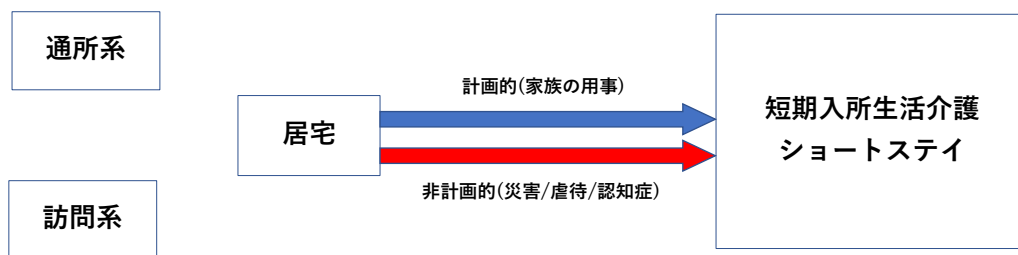


短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護)

- ・在宅の要介護者等に、老人短期入所施設や特別養護老人ホームなどに短期入所してもらい、入浴、排泄、食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を提供するサービス。
- ・在宅サービスの継続を念頭、利用者家族の介護負担の軽減でも利用できる。



1

短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護)

類型	形態	利用定員
単独型	老人短期入所施設などで、単独でサービスを行う	20人以上
併設型	特別養護老人ホームなどに併設し、一体的にサービスを行う	20人未満でも可 (定員の定めなし)
空床利用型	特別養護老人ホームの空床を利用してサービスを行う	

単独

併設

特養

空床

指定を受けることができる施設（都道府県知事が指定）

老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護の指定を受けた施設

2

短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護)

人員基準

介護老人福祉施設(特養は老人福祉法の名称)の基準と同じものが多い
併設型(基準がゆるい)に注意

類型	形態	利用定員
単独型	老人短期入所施設などで、単独でサービスを行う	20人以上
併設型	特別養護老人ホームなどに併設し、一体的にサービスを行う	20人未満でも可 (定員の定めなし)
空床利用型	特別養護老人ホームの空床を利用してサービスを行う	

職種	配置要件
管理者	専従で1人以上、常勤
医師	1人以上 (併設型の場合は本体施設の者が兼務可)
生活相談員	・ 常勤換算で利用者100人またはその端数を増すごとに1人以 ・ 1人以上は常勤 (20人未満の併設型は非常勤でも可)
介護職員・看護職員	・ 常勤換算で利用者の数が3人またはその端数を増すごとに1人以上 ・ 1人以上は常勤 (20人未満の併設型は非常勤でも可)
栄養士	1人以上 (併設型の場合は本体施設の者が兼務可)、利用定員が40人を超えない事業所では、他施設の栄養士との連携がある場合、配置しないことができる
機能訓練指導員	1人以上・兼務可 (併設型の場合は本体施設の者が兼務可)
調理員	実情に応じた適当数

3

短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護)

短期入所療養介護と短期入所生活介護の共通点

短期入所療養介護	介護支援専門員は短期入所療養介護および短期入所生活介護を利用する日数が 要介護認定有効期間 のおおむね 半数 を超えないようにしなければならない
短期入所生活介護	
短期入所療養介護	4日以上 にわたり継続して入所する利用者については、管理者が短期入所療養介護計画および短期入所生活介護計画を作成しなければならない
短期入所生活介護	
短期入所療養介護	利用者の心身の状況によりもしくは、 家族 の疾病、冠婚葬祭、出張等、利用者の家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るために、サービスを受ける必要がある者を対象に提供する。
短期入所生活介護	
短期入所療養介護	おむつ代は保険給付の対象
短期入所生活介護	介護支援専門員が緊急に短期入所生活介護の利用が必要と認めた場合は、利用者や他の利用者の処遇に支障がなければ、 居室以外 の静養室での定員以上の受け入れが可能
短期入所療養介護	災害や虐待などの特別な事情の場合、利用定員を超えて入所させることができる
短期入所生活介護	

4

短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護)

種類の違い

短期入所療養介護	空床利用
短期入所生活介護	単独型、併設型、空床利用型

連続利用の違い

短期入所療養介護	連続して30日を超えて同一の事業所に入所している場合、短期入所療養介護費を算定することは できない
短期入所生活介護	連続して30日を超えて同一の事業所に入所している場合、短期入所生活介護を受けている場合は 減算 になる

教科書によって書いてある内容が異なります。

- ・短期入所生活介護も「算定できない」となっている場合もある。
- ・調べた範囲では短期入所療養介護は「算定できない」、短期入所生活介護は「減算」が正しいと思います。
- ・どちらにしても逆だったら×で判断（できない⇒できる、減算になる⇒減算にならない）、制限なし×

5

よく出る加算

	名称	内容
加算	送迎加算	送迎を行った場合
	認知症行動・心理症状緊急対応加算	医師の判断により、BPSDにより在宅生活が困難な者の緊急受け入れをした場合に 7日 を限度に算定。
	若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者にサービスを提供した場合に算定。 (認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は不可)
	緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていないが、緊急の理由が必要と介護支援専門員が認めた利用者を受け入れた場合、サービスの利用開始日から 7日(やむを得ない場合は14日以内) を限度に算定。 (認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は不可)

6

問題 50 介護保険における短期入所生活介護について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 利用者 20 人未満の併設型の事業所の場合、介護職員は非常勤でもよい。
- 2 家族の結婚式への出席や趣味活動への参加などを理由とした利用はできない。
- 3 介護支援専門員が緊急やむを得ないと認めた場合には、専用の居室以外の静養室も利用できる。
- 4 短期入所生活介護計画は、おおむね 4 日以上連続して利用が予定される場合に作成しなければならない。
- 5 緊急短期入所受入加算と認知症行動・心理症状緊急対応加算は、同時に算定できる。

7

問題 50 介護保険における短期入所生活介護について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 利用者 20 人未満の併設事業所の場合には、管理者は常勤でなくてもよい。
- 2 利用者 20 人未満の併設事業所の場合でも、生活相談員は常勤でなければならない。
- 3 利用者 20 人未満の併設事業所の場合でも、機能訓練指導員は他の職務と兼務することはできない。
- 4 利用者 40 人以下の事業所の場合には、他の施設の栄養士との連携があり、利用者の処遇に支障がなければ、栄養士は配置しなくてもよい。
- 5 食事の提供と機能訓練に支障のない広さを確保できる場合には、食堂と機能訓練室は同一の場所とすることができる。

8